

E T C カード利用業務（レンタカー等）仕様書

1. 総 則

- (1) 本仕様書は、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」という。）の指定する道路において、発注者が使用できるE T C カードを利用する場合に適用するもので、受注者は本仕様書に従つて、適正に業務を行うものとする。
- (2) E T C カード使用により生じた高速道路株式会社の発注者に対する債権を、当該会社から受注者に譲渡することをあらかじめ承諾するものとする。

2. 契約期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

（ただし、年会費及び発行手数料等この契約に係る一切の費用を要しないことを条件として、カード有効期限まで毎年度更新する。）

3. 発行枚数

30 枚（令和8年6月1日時点）

4. 基本要件

- (1) 年会費及び発行手数料等（再発行を含む。）
年会費、発行手数料（再発行を含む）、保証金及びその他事務手数料は無料であること。
- (2) E T C カードの発行に要する期間
E T C カード発行の申込みを受理した後、概ね5週間程度でE T C カードの発行ができる。

5. 業務内容

(1) 対 象

発注者が借り受けたレンタカー及び発注者の所有する公用車等を対象として、発注者の必要に応じてE T C カード（クレジット機能は有しないものに限る。）を発行し、貸与・使用せるものとする。

(2) 所有権

E T C カードの所有権は受注者に属し、E T C カードの紛失・盗難が生じた場合は、適切な対応を行わなくてはならない。

(3) 明細書

発注者のE T C カード使用により生じた高速道路株式会社からの債権に係る利用明細書を作成し、発注者が別途指定する検査職員の検査を受けなければならない。

(4) 請 求

高速道路株式会社からの債権譲渡された金額について、各月経過後に請求を行うこととする（請求書に基づき、銀行口座振込により支払う。）。

なお、令和9年3月分（3月1日～31日の使用分）については、翌月20日（行政機関の休日の場合は直前の開庁日）までに請求（必着）を行うこと。この場合、やむを得ず費用を要するときは、発注者は受注者所定の手数料を負担するものとする。

6. その他

- (1) 当該業務を行うに当たっては、事前に近畿農政局会計課職員（以下「担当職員」という。）と打ち合わせを行うこと。
- (2) 疑義が生じた場合は、担当職員と連絡を取り、指示を受けること。

7. 環境配慮のチェック・要件化

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、以下の環境関係法令を遵守するものとする。
・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。